

大阪府住宅まちづくりマスタープランの 進捗状況について

基本目標 1. 安心して暮らせる住まいとまち

■ 施策の取組み状況

施策の方向性	現在の取組み状況【平成 24 年度～】
市場機能を活用した住宅セーフティネットの構築	<p>民間賃貸住宅市場の環境整備</p> <p>□安心して住宅を選択できる仕組みづくり</p> <p>○大阪あんしん賃貸支援事業の充実と登録促進 登録住宅や支援団体・協力店を検索する「あんしん賃貸検索システム」のリニューアル（地図検索や条件検索等の機能の追加、物件イメージの表示など）（平成 26 年度）。 【あんしん賃貸住宅 7,135 戸、協力店 335 店舗、居住支援団体 8 団体（平成 26 年度末時点）】</p> <p>○宅地建物取引業者に対する指導監督基準の適正な運用 【人権研修・人権推進指導員養成講座の開催ほか（平成 23 年度～）】</p> <p>○本籍、国籍欄のない標準的な入居申込書の普及促進</p> <p>□家主・借主の不安を解消する仕組みづくり</p> <p>○民間賃貸住宅への円滑な入居や、見守りや相談体制などの課題を共有・検討し、新たな住宅セーフティネットの構築をめざして、行政と不動産関係団体や居住の支援を行う団体等による居住支援協議会として「Osaka あんしん住まい推進協議会」を設立（平成 27 年 3 月）。</p> <p>○家財保険や家賃債務保証、見守りによる安否確認等の各種サービスの組み合わせ「大阪あんしん住まいるサポーター」の周知（平成 26 年 7 月）</p> <p>○高齢者等の入居に伴う家主や不動産事業者の不安の軽減に役立つ「知ってあんしん 高齢者等円滑入居のための 15 のアドバイス」の作成、周知（平成 26 年 8 月）</p> <p>○賃貸住宅の退去時における現状回復トラブルを防止・減少させるため、大阪府版ガイドライン「賃貸住宅の原状回復トラブルを防止するために（平成 25 年 3 月）」を活用し、業界団体や相談機関と連携した普及啓発を実施。</p> <p>低額所得者への対応</p> <p>○国土交通省及び厚生労働省に対して住宅バッチャー制度提案（平成 24 年 3 月、平成 26 年 8 月）</p> <p>○社会保障審議会（生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会）において制度提示（平成 24 年 6 月）</p> <p>○低所得者が住まいを確保できるための取組みとして、市・不動産関係団体・あんしん賃貸協力店と連携し、住まいの相談と低廉な家賃の住宅を紹介する「住まい探し相談会」を実施（平成 25 年：吹田市・八尾市、平成 26 年度：八尾市・堺市）。</p>
住宅市場における住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者等）への対応	<p>今後増加する高齢者への対応</p> <p>○サービス付き高齢者向け住宅の供給促進【登録戸数：18,204 戸（平成 26 年度末時点）】</p> <p>○大阪府高齢者・障がい者住宅計画（大阪府高齢者居住安定確保計画）を見直し、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化（緊急通報装置の設置場所の明確化、状況把握・生活相談サービス以外の外部サービスの選択性の確保、防災マニュアルの策定等による安全性の確保）等を行った。</p> <p>○「大阪府高齢者の住まいナビ」により、高齢者の住まいの情報や介護保健サービス等に関する情報を発信。</p> <p>○高齢者や障がい者、子育て世帯の住まいに関する相談窓口や利用できる制度等の情報が分かる「住まい探しの相談窓口ハンドブック／住まいの頼れるナビゲートブック」を作成、周知。</p> <p>障がい者グループホーム・ケアホームの供給促進</p> <p>○公営住宅におけるグループホーム・ケアホームの活用促進 【新規導入実績（※大阪市域を除く。）：21 件、定員 57 人（平成 25 年度）、29 件、定員 66 人（平成 26 年度）】</p> <p>住宅確保要配慮者の入居支援等の取組</p> <p>○国庫補助事業「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」の活用促進 【補助事業活用住宅戸数 2,032 戸（平成 25 年度末時点）】</p>
公的賃貸住宅の改革とストックの活用	<p>公的賃貸住宅団地のまちづくりへの活用</p> <p>○府営住宅の空き室活用の推進【空き室活用件数 5 件（平成 26 年度）】</p> <p>○府営住宅を活用したまちづくり協議の場の設置・運営【会議設置市町数 38 市町（平成 26 年度末時点）】</p>
土地取引等における差別の解消	<p>府民などへの啓発</p> <p>○人権啓発冊子等による啓発の実施</p> <p>宅地建物取引業者の人権意識の向上</p> <p>○宅地建物取引業者に対する指導監督基準の適正な運用（再掲）</p> <p>○宅地建物取引業人権指導員制度の推進</p> <p>民間事業者の自主的な取組の促進</p> <p>○「差別につながる土地調査」防止に向けた業界団体意見交換会の開催（平成 25 年 2 月、平成 26 年 2 月、27 年 2 月）</p>
福祉の住まいとまちづくりの推進	<p>住宅のバリアフリー化の促進</p> <p>○重度障がい者等住宅改造助成事業の実施【助成実績 133 件（平成 26 年度）】</p>

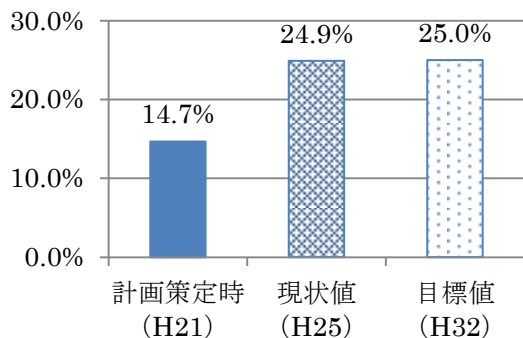
	<p>まちのバリアフリー化の推進</p> <p>○大阪府福祉のまちづくり条例の改正により、共同住宅・自動車修理工場の基準適合義務対象規模を見直し等、条例の改正を行った。(平成27年7月施行)</p> <p>○駅舎におけるエレベーター設置や段差解消など移動円滑化事業の促進 【バリアフリー基本構想策定状況 70件 (33市町、130地区) (平成26年度末時点) エレベーター設置補助実績 67駅 134基 (平成26年度末時点)】</p>
<p>住まいやまちに関する情報提供・相談体制の充実</p>	<p>○中古住宅・リフォーム市場の活性化を目的として、官民連携の「大阪の住まい活性化フォーラム」を設立(平成24年12月)。空き家を含めた中古住宅・リフォームに係る相談窓口を設置するとともに、リフォーム事業者の技術力の向上、様々な住情報等を府民に伝える消費者セミナー、シンポジウム、コンクール等を実施。</p> <p>○府民に対する効率的・効果的な住宅相談体制の確保に向け、公民の役割分担、広域自治体と基礎自治体の役割分担を整理し、相談体制(窓口機能)のあり方や、各相談機関との連携策についての検討。(平成23年度～)</p> <p>○建築関係団体等で構成される「大阪府住まい・まちづくり教育普及協議会」との連携により、平成25年度に作成した住教育テキスト「住まい・まちづくりを考えよう」を活用した小学校への出前講座等を実施。【出前講座7校(8回)、イベント等2回(平成25年度)、出前講座8校(10回)、イベント等2回(平成26年度)】</p>

基本目標の達成状況把握のための指標

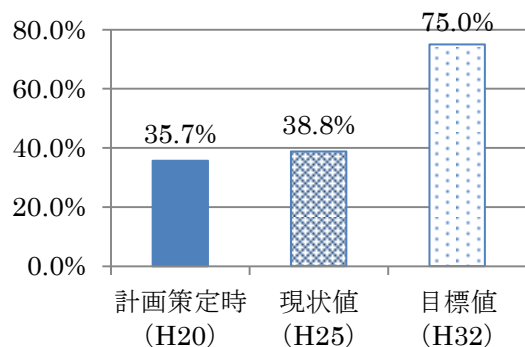
指標	計画策定時 当初値 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)	データの 出典
●最低居住面積水準未達率☆	6.4% (H20)	H25 調査結果を H27 に集計予定	早期に 解消 (H32)	住宅・土地統 計調査
●生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合☆ 生活支援施設…訪問看護・介護、通所看護・介護、ショートステイ事業所、地域活動センター、介護老人福祉施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護療養型グループホーム、障がい者福祉施設、保育所、幼稚園、児童館、学童保育、病院、診療所等	14.7% (H21)	24.9% (H25) ※グループホームを除く	25% (H32)	大阪府調べ
●高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー※ 化率☆ ①一定のバリアフリー化率(注1) ②うち、高度のバリアフリー化率(注2) (注1)2箇所以上の手すり設置または、屋内の段差解消 (注2)2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当	①35.7% ② 9.0% (H20)	①38.8%(H25) ②H25 調査結果を H27 に集計予定	① 75% ② 25% (H32)	住宅・土地統 計調査
●共同住宅における共用部分のバリアフリー化率☆ 「共同住宅の総戸数」に対する「道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅戸数」の割合	20.9% (H20)	22.0% (H25)	28% (H32)	住宅・土地統 計調査
●鉄道駅舎のバリアフリー化率 乗降客数3,000人/日以上全ての鉄道駅舎における移動等円滑化された駅舎のうち、段差が解消された駅舎の割合	77% (H21)	86% (H26)	100% (H32)	国土交通省近 畿運輸局調べ
●大阪あんしん賃貸支援事業の推進 大阪あんしん賃貸支援事業の登録住宅数	2,298戸 (H22)	7,135戸 (H26)	5,000戸 (H32)	大阪府調べ
●高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合☆ 高齢者向け住宅(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅、養護老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅)	1.97% (H22)	2.92% (H25) ※高齢者専用賃貸住宅を除く	3~5% (H32)	大阪府調べ 介護保険事業 状況報告
●入居差別の状況 宅地建物取引業者が家主から高齢者等の入居を断るよう言われた経験がある割合(過去5年間) ①高齢者 ②障がい者 ③母子(父子)家庭 ④外国人	①41.4% ②22.7% ③12.4% ④38.4% (H21)	H27 年度調査により把握	解消 (H32)	宅地建物取引業 者に関する人権 問題実態調査
●本籍や国籍欄のない民間賃貸住宅入居申込書の使用率	47.7% (H21)	H27 年度調査により把握	70% (H27)	宅地建物取引業 者に関する人権 問題実態調査
●土地取引等における差別の状況 宅地建物取引業者が取引物件に関して、同和地区であるかどうかの質問を受けた経験がある割合(過去5年間)	37.8% (H21)	H27 年度調査により把握	解消 (H32)	宅地建物取引業 者に関する人権 問題実態調査
●宅地建物取引業者への人権意識の向上 ①大阪府知事免許を有する宅地建物取引業者のうち「宅地建物取引業人権推進指導員」が設置されている割合 ②宅地建物取引業者が、人権に関する指導監督基準の規制内容、国土交通大臣が示された宅建業法第47条関係の解釈内容及び「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の改正内容についての認識の割合	①14.5% (H22) ② -	①23.8% (H26) ②H27 年度調査により把握	①35% (H27) ②100% (H27)	大阪府調べ 宅地建物取引業 者に関する人権 問題実態調査

☆印については「住生活基本計画(全国計画)」と同じ指標

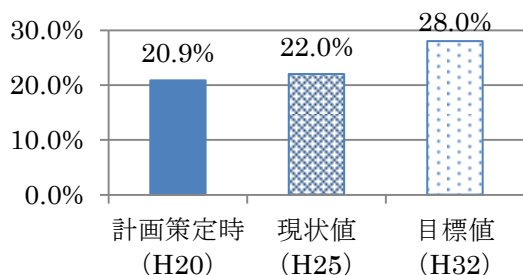
●生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地
(100戸以上)の割合



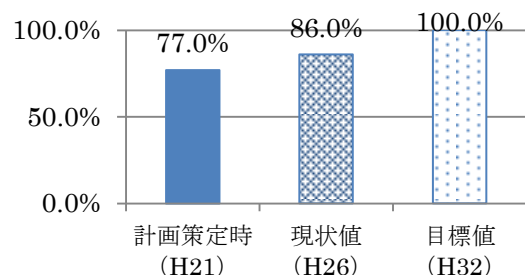
●高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅の一定の
バリアフリー化率



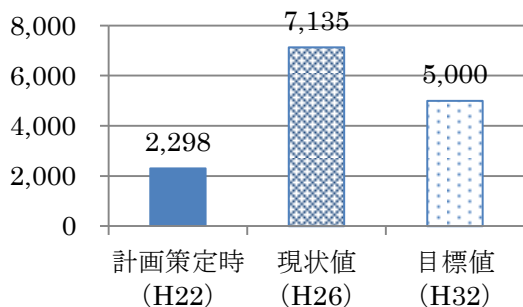
●共同住宅における共用部分のバリアフリー化率



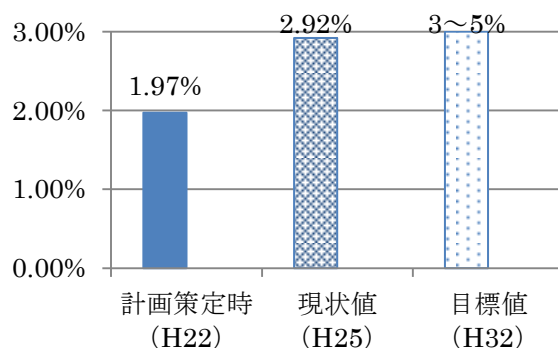
●鉄道駅舎のエレベーター設置率



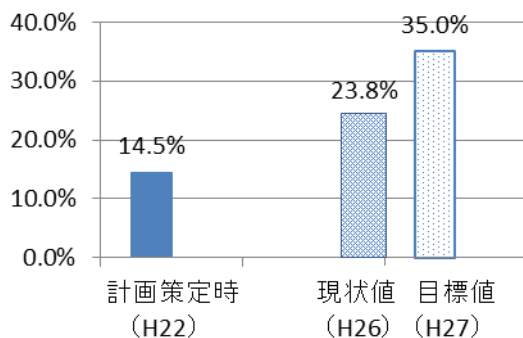
●大阪あんしん賃貸支援事業の推進-大阪あんしん賃
貸支援事業の登録住宅数(戸)



●高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合



●宅地建物取引業者への人権意識の向上



基本目標 2. 安全を支える住まいとまち

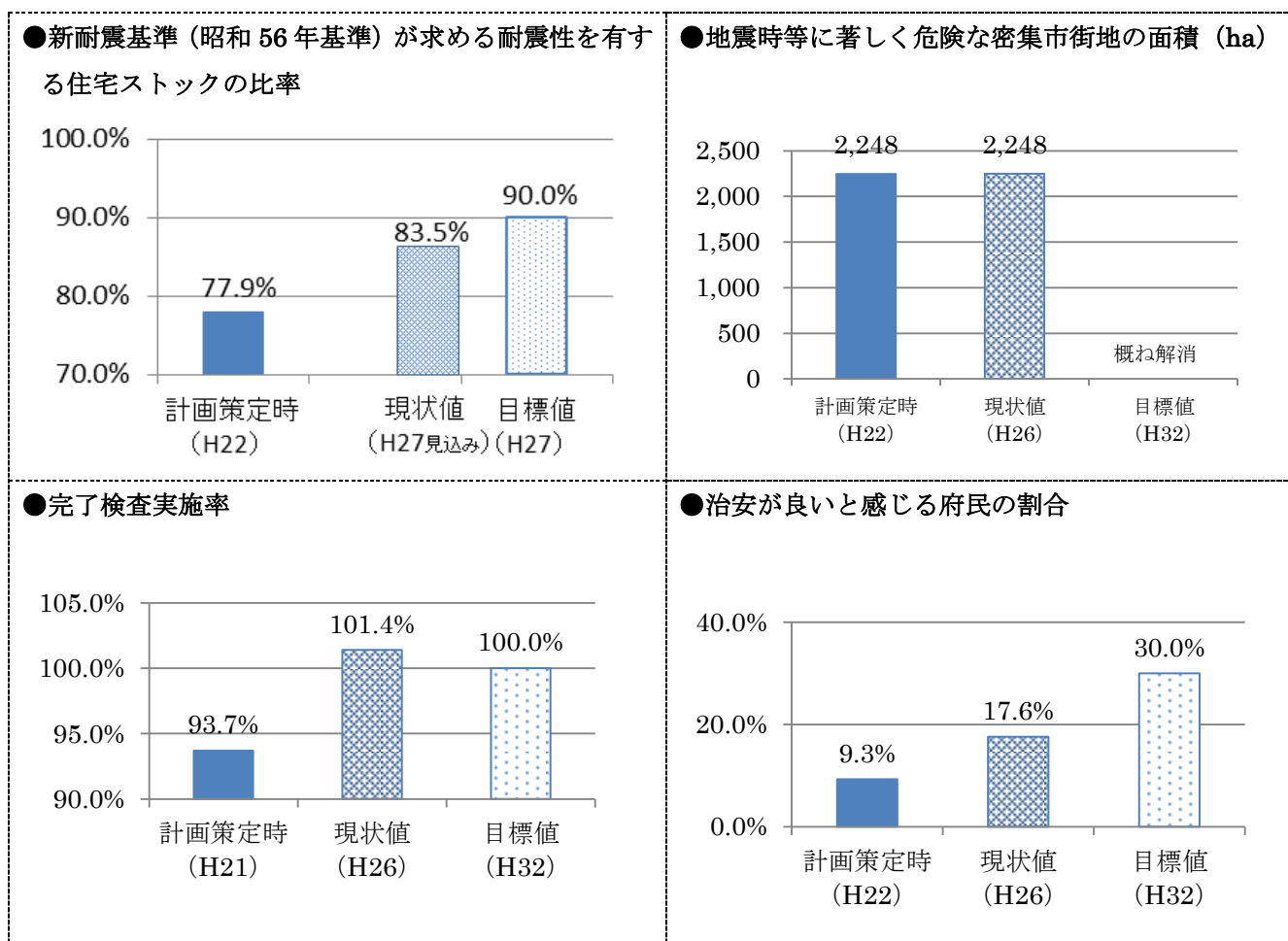
■ 施策の取組み状況

施策の方向性	現在の取組み状況【平成 24 年度～】																																
住宅・建築物の耐震化	<p>府民が安心して耐震化に取組める環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域における防災訓練や自治会等での説明会実施、PR チラシの全戸配布等積極的な PR を実施 ○民間事業者とのタイアップによる、パンフレット「あなたの住まい地震対策は大丈夫？」の作成・周知 ○木造住宅の耐震診断・設計・改修に対する補助【補助実績（単位：戸）】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震診断</td> <td>1,959</td> <td>2,073</td> <td>2,222</td> </tr> <tr> <td>耐震設計</td> <td>445</td> <td>482</td> <td>481</td> </tr> <tr> <td>耐震改修</td> <td>502</td> <td>598</td> <td>502</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○「まちまるごと耐震化支援事業」の推進【登録 26 事業者、実施地区数 30 地区（平成 26 年度末時点）】 ○部分的な耐震改修等、最低限の安全性を確保するための取組みの具体化に向けた検討 ○老朽住宅除却促進に対する支援強化（木造住宅除却補助制度の創設（平成 26 年 4 月）） ○「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」（府耐震改修促進計画）に替わる新たな計画を策定するため、審議会を設置し、今後の耐震改修促進のあり方について諮問（平成 27 年 6 月） <p>公共建築物等の耐震化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府有建築物の耐震化の推進【府有建築物の耐震化率】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年度末</th> <th>平成 25 年度末</th> <th>平成 26 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府有建築物全体</td> <td>78.5%</td> <td>82.1%</td> <td>84.9%</td> </tr> <tr> <td> うち府立学校</td> <td>85.7%</td> <td>92.9%</td> <td>99.0%</td> </tr> <tr> <td> うち府営住宅</td> <td>77.8%</td> <td>80.2%</td> <td>81.7%</td> </tr> </tbody> </table>		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	耐震診断	1,959	2,073	2,222	耐震設計	445	482	481	耐震改修	502	598	502		平成 24 年度末	平成 25 年度末	平成 26 年度末	府有建築物全体	78.5%	82.1%	84.9%	うち府立学校	85.7%	92.9%	99.0%	うち府営住宅	77.8%	80.2%	81.7%
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																														
耐震診断	1,959	2,073	2,222																														
耐震設計	445	482	481																														
耐震改修	502	598	502																														
	平成 24 年度末	平成 25 年度末	平成 26 年度末																														
府有建築物全体	78.5%	82.1%	84.9%																														
うち府立学校	85.7%	92.9%	99.0%																														
うち府営住宅	77.8%	80.2%	81.7%																														
災害に強いまちづくり	<p>まちの防災性能の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○準防火地域の指定拡大を市町村へ働きかけ（泉大津市、藤井寺市において準防火地域の指定拡大） ○広域緊急交通路沿道建築物の耐震化を促進するため、沿道建築物の耐震診断・改修補助制度を創設（平成 25・26 年度）「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」に広域緊急交通路沿道建築物の耐震化を新たに位置づけ。（平成 25 年度）。 ○「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」（府耐震改修促進計画）に替わる新たな計画を策定するため、審議会を設置し、今後の耐震改修促進のあり方について諮問（平成 27 年 6 月） <p>密集市街地の再整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地元市に対して、防火・準防火地域の指定拡大や小規模住宅等の不燃化を図るための新たな防火規制の導入を働きかけ ○「大阪府密集市街地整備方針」の策定（平成 26 年 3 月） ○地震時等に著しく危険な密集市街地を抱える 7 市において、「整備アクションプログラム」を策定し、各市の危険な密集市街地における取組みの方向性を明示（平成 26 年 6 月）。 ○老朽住宅除却補助の対象エリアを密集地区全域に拡大し補助率を引上げ（平成 26～29 年度）【府補助を活用した老朽住宅除却 132 棟 564 戸（平成 26 年度）】 <p>東日本大震災の教訓を踏まえた災害に強いまちづくりの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「被災建築物の応急危険度判定」及び「被災宅地危険度判定制度」の体制の充実 ○（独）住宅金融支援機構との災害時における住宅復興に向けた協力に関する協定を見直し再締結。（住宅の早期復興への支援が円滑に行われるための情報の交換等を追加）（平成 27 年 2 月） ○災害時の民間賃貸住宅空き家情報の提供に係る協定を宅建業団体に加えて、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会と締結。災害時に迅速に住宅を斡旋できるような事業実施のための災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル（案）を作成し、協定団体と協議を実施。（平成 27 年度、覚書締結予定） ○一定の防災力を備えた良質なマンションを府が認定する「大阪府防災力強化マンション認定制度」を創設（平成 24 年度）【大阪府防災力強化マンション計画認定件数：2 棟、認定件数：5 棟（平成 26 年度）】 																																
住まいとまちづくりの様々な安全性への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○建築基準法の的確・適正な運用（適正・円滑な建築確認・検査、指定確認検査機構等への立ち入り・指導等） ○定期報告制度の的確な運用による既存建築物の適正な維持管理の促進（消防と連携し、定期報告対象台帳情報の精査を行い、さらに未提出の大口企業に対して報告提出指導を行った。） ○「放置された空き家等老朽危険家屋に係るガイドライン」を策定（平成 26 年 1 月） 																																

■基本目標の達成状況把握のための指標

指標	計画策定時当初値 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)	データの 出典
●新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率☆ 現状値は、大阪府住宅・建築物耐震10ヶ年戦略プランに基づく推計値	77.9% (H22)	83.5% (H27見込み)	90% (H27)	住宅・土地統計調査
●地震時等に著しく危険な密集市街地の面積☆ 今後10年間で重点的に取り組む密集市街地の面積	2,248ha (H22)	2,248ha (H26)	おおむね 解消 (H32)	大阪府調べ
●完了検査実施率 建築工事完了時に義務付けられた完了検査を実施した割合 (当該年度の完了検査件数÷確認済証交付件数×100)	93.7% (H21)	101.4% (H26)	100% (H32)	大阪府調べ
●治安が良いと感じる府民の割合	9.3% (H22)	17.6% (H26)	30% (H32)	オンリーワン都市調査

☆印については「住生活基本計画(全国計画)」と同じ指標



基本目標 3. 環境にやさしい住まいとまち

■ 施策の取組み状況

施策の方向性	現在の取組み状況【平成 24 年度～】
環境に配慮した住宅・建築物の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ○「建築物環境配慮制度」におけるラベリング制度の義務化（条例改正）、届出対象拡大（規則改正） (平成 23 年度改正、平成 24 年度施行) ○大阪府温暖化の防止等に関する条例の改正により、一定規模以上の建築物を新築・増改築する場合に再生可能エネルギーの導入検討が省エネ基準への適合を義務化【平成 26 年 3 月改正、平成 27 年 4 月施行】 ○府有建築物における ESCO 事業の導入拡大、府内市町村等への普及啓発（平成 13 年度～） <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度までに 18 事業 33 施設で ESCO 事業を実施し、導入効果は光熱水費削減累計額 57 億円、平均省エネ率 23%。 ・前プランの計画期間満了に伴い、「新・大阪府 ESCO アクションプラン」を平成 27 年 2 月に策定、引き続き府有施設への導入拡大、府内市町村や民間への普及啓発に取り組む。 ・府内市町村に対しては「大阪府市町村 ESCO 会議」の開催を通じ ESCO 事業の導入を働きかけ、26 年度までに 7 市町 26 施設で ESCO 事業化が実現。 ・建物の省エネ度合いを簡易に見える化する「大阪府ビル省エネ度判定制度」を平成 27 年 6 月に創設。 ○省エネ提案型総合評価入札の実施（平成 25 年度～） <ul style="list-style-type: none"> ・応札者から提案される先進的な省エネ技術導入の提案を評価する制度を全国で初めて構築、枚方支援学校・むらの高等支援学校の新築設備工事で試行実施。26 年度はさらに警察署 2 施設で実施。 ○屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業（平成 25 年度～） <ul style="list-style-type: none"> ・「再生可能エネルギーの固定価格制度」を活用し府有建築物の屋上屋根を貸し出して、民間事業者の資金により太陽光発電システムを導入し、再生可能エネルギーの導入を促進する。【6 施設で事業者を選定（平成 26 年度）】 ○ESCO 事業や省エネ提案型総合評価入札、屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業など全国自治体でも最先端の取組みが評価され、26 年 12 月に「地球温暖化防止活動環境大臣表彰」を受賞。 ○中小事業者等における省 CO2 設備・機器の導入促進等 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ・省 CO2 相談窓口を設置し、運用改善などの省エネ対策に広く精通した専門家を配置して、中小事業者の省 CO2 対策を促進 ○住宅への太陽光発電設備の設置促進等 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光パネル設置に対する低利融資制度の創設（平成 24 年度～） ・太陽光パネル設置普及啓発事業の開始（平成 24 年度～） ○既存府営住宅における LED 照明への改修（平成 25 年度～） ○地域産木材の住宅等における利用促進に向け、「おおさか材認証制度」を創設（平成 24 年度～） 【おおさか材認証事業者登録数 累計 16 社（平成 26 年度末時点）】 ○地域材の利用促進に取り組む工務店や設計士を登録する「木のぬくもりネット」サポーター登録制度の創設（平成 25 年度～）おおさか材をはじめとした地域材の利用促進に取り組む工務店や設計士で構成された「木のぬくもりネット」サポーターを対象に 27 年 2 月にセミナーを開催。【木のぬくもりネットサポーター登録数 61 社、おおさか材認定事業者 16 社（平成 26 年度末時点）】 ○安定的な木材供給や安心・安全な木造住宅の提供など、木材利用に関する取り組みを進める場として、関係団体と共に「大阪府地域産材活用フォーラム」を設立（平成 24 年 8 月） ○気候・風土等に根ざした住まいづくり・住まい方の普及に向けて、「和の住まい推進リーディングプログラム in おおさか」を実施した。（平成 26 年度、地域産材活用フォーラム） ○木造住宅における省エネ化を推進するため、大工・工務店向けの省エネ施工技術講習会を平成 24 年度から、設計者向けの省エネ設計技術講習会を平成 25 年度から開催 (平成 24 年度～、地域産材活用フォーラム)
環境にやさしいまちの構造やライフスタイルへの転換	<p>みどりの風を感じるネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○12 路線延長約 200 km の区域を「みどりの風促進区域」として指定（平成 23 年 5 月）し、区域内において、協力企業の寄付や府の補助事業を活用した民有地の緑化支援を実施するとともに公有地の緑化を実施。 ○みどりの風促進区域のうち 6 市 6 路線において都市計画手法による緑化誘導制度を開始（平成 24 年度～） ○建築物緑化促進制度において緑化面積に算入可能としている建築物上に設置する太陽光発電装置について、これまでの屋上に加え、新たに壁面等に垂直に設置する場合も一定面積を算入できるよう、施行規則の一部を改正（平成 26 年 4 月施行）。

環境にやさしい暮らし方の普及

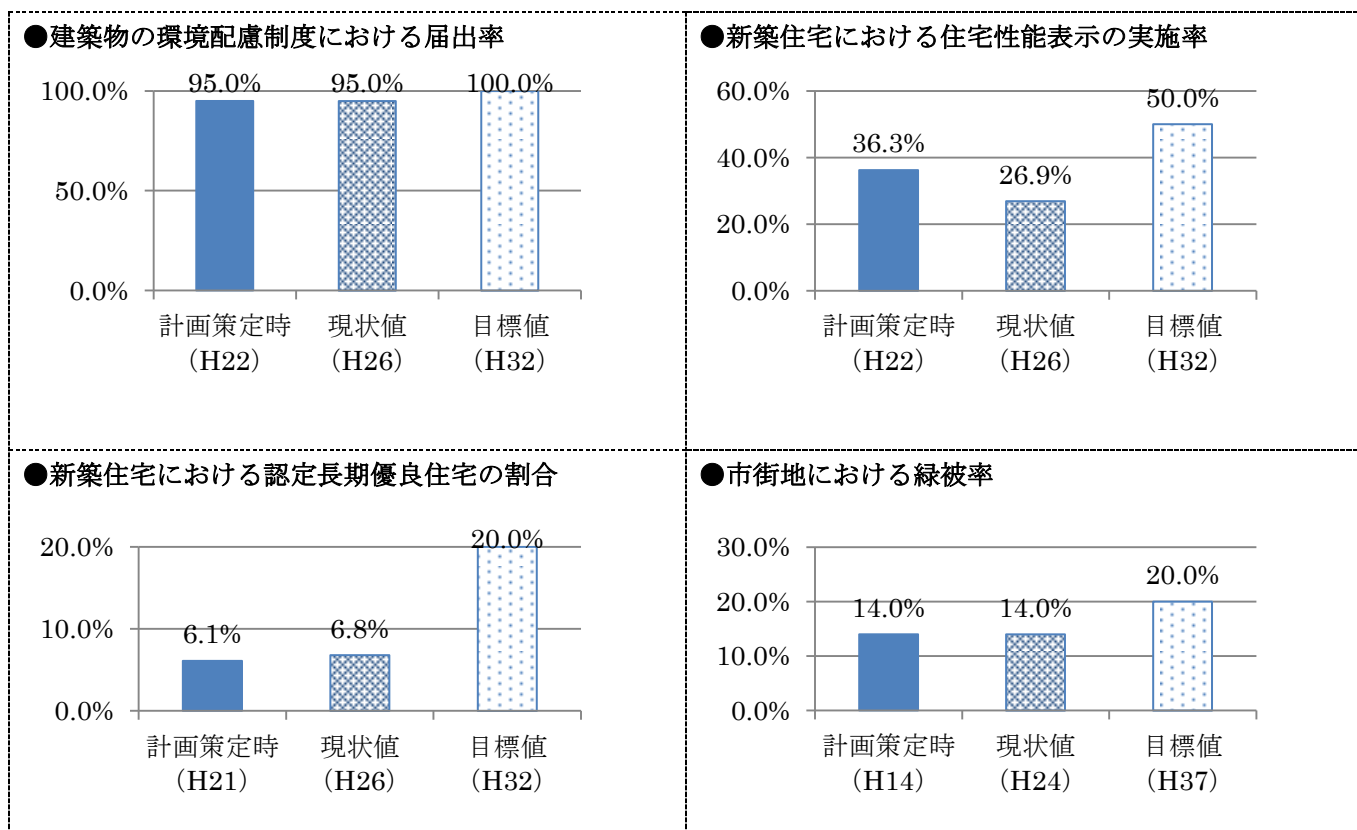
○各家庭のライフスタイルや住宅の状況に合わせて効果的な温暖化対策を提案する「うちエコ診断」を実施（平成22年度～）

○府営住宅駐車場の空き区画を活用したカーシェアリング事業の実施【5住宅（平成26年度）】

基本目標の達成状況把握のための指標

指標	計画策定時 当初値 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)	データの 出典
●建築物環境配慮制度における届出率 大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく「対象件数(年間)」に対する「届出件数(年間)」の割合	95% (H22)	95% (H26)	100% (H32)	大阪府調べ
●新築住宅における住宅性能表示の実施率☆ 「新設住宅着工戸数(年間)」における「住宅性能評価の実施戸数(年間)」の割合	36.3% (H22)	26.9% (H26)	50% (H32)	住宅着工統計 住宅性能評価機 関等連絡協議会 調べ
●新築住宅における認定長期優良住宅の割合☆	6.1% (H21.6～H22.3)	6.8% (H26)	20% (H32)	大阪府調べ 住宅着工統計
●市街地における緑被率 樹林や樹木、芝生等に被われた面積の市街地全体に対する割合	14% (H14)	14% (H24)	20% (H37)	みどりの現況調 査

☆印については「住生活基本計画（全国計画）」と同じ指標



基本目標 4. 活力と魅力あふれる住まいとまち

■ 施策の取組み状況

施策の方向性	現在の取組み状況【平成 24 年度～】
健全な住宅関連産業の振興	<p>中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中古住宅・リフォーム市場の活性化を目的として、官民連携の「大阪の住まい活性化フォーラム」を設立（平成 24 年 12 月）。空き家を含めた中古住宅・リフォームに係る相談窓口を設置するとともに、リフォーム事業者の技術力の向上、様々な住情報等を府民に伝える消費者セミナー、シンポジウム、コンクール等を開催。 ○「大阪府住宅リフォームマイスター制度」において、「リフォーム工事瑕疵担保責任保険」に対応するため、マイスター事業者の登録要件として、「住宅瑕疵担保責任法人」への登録を要件化（平成 23 年度～） ○府民への住宅リフォームに関する情報提供や相談体制を充実させるため、リフォームマイスター制度推進協議会との共催による出前講座を実施。【出前講座 4 回（平成 25 年度）、出前講座 2 回（平成 26 年度）】 <p>情報提供と相談体制、紛争処理の仕組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「大阪の住まい活性化フォーラム」HP により公的な相談窓口等の一元的情報発信を実施（平成 24 年度～）。また、同フォーラムに窓口団体（10 団体）、サポーター団体（5 団体）からなる空き家を含めた中古住宅の売買、リフォームに関する「空き家相談窓口」を設置（平成 26 年度～）。 <p>マンションの修繕、改善、建替え等の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム」を活用し、マンション管理組合役員等からの相談対応に応じるとともに必要に応じアドバイザーを派遣【相談対応 138 件、アドバイザー派遣 9 件（相談アドバイザー 9 件、実務アドバイザー 0 件（平成 26 年度））】 <p>建設産業の振興に向けた環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設業法に基づく厳正な処分による不良・不適格業者の排除 【指示処分 9 件、営業停止処分 10 件、許可取消処分 29 件（平成 26 年度）】 ○府有建築物に係る適正な工事発注、工事の品質の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・設計労務単価の早期適用、インフレスライドの実施など入札による不調・不落対策 ・社会保険未加入者の指導機関へ通報など不良不適格業者の排除 ○工事の品質の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式の実施、施工体制点検の強化
多様な住まいやまちを選択できる環境整備	<p>高齢期の住まいを選択できる環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービス付き高齢者向け住宅の供給促進（再掲） <p>子育てしやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定優良賃貸住宅における「新婚・子育て世帯家賃減額補助」の実施【1,457 戸（平成 26 年度）】 ○府営住宅における「新婚・子育て世帯向け募集」、「期限付入居募集（若年世帯向け）」を優先入居枠として募集【募集戸数：新婚・子育て世帯向け 1084 戸、期限付入居 188 戸（平成 26 年度）】 <p>地域での住み替えを支援するための仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○泉北ニュータウンをモデル地区として NPO、自治会、大学、地元市等と連携し、郊外住宅地における戸建て空き家の利活用促進、住み替え支援に向けた取組みを実施（平成 24 年度～）
多彩な機能（職、学、遊、住）をもつまちの形成	<p>持続可能なまちへの構造転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ○千里ニュータウン千里南地区センターにおいて、高齢者の活動・交流の拠点、市民公益活動の拠点機能を備えた複合施設「千里ニュータウンプラザ」が開設（平成 24 年度）。 ○彩都におけるバイオ産業やイノベーション企業誘致 【彩都ライフサイエンスパークや西部地区の施設導入地区が国際戦略総合特区のエリアに位置づけられ、彩都に立地する企業 4 社がその認定を受けている。研究所等の誘致を促進。（ライフサイエンスパーク 20 区画全てで立地決定（平成 26 年度））】 ○りんくうタウンにおける国際医療交流をコンセプトとしたまちづくり <p>地域力の向上に向けたまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○泉北 NT において、泉ヶ丘駅前地区の活性化、公的賃貸住宅の再生、戸建住宅地の再生に向けた取組みを推進
地域の特性を活かした美しく魅力あるまちの形成	<p>歴史的・文化的資源、自然環境など地域の魅力を活かしたまちの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史・自然・文化に育まれた景観資源を再発見し、よりよいまちづくりに役立て、国内外に大阪の魅力を発信する「ビュースポット」の取組みを開始。今後、府と市町村が協力して進めていく。（平成 27 年 7 月） ○伝統的なまちなみを継承する歴史的街道区域の指定【一般区域 7 街道（平成 25 年度～）】 ○「石畳と淡い街灯まちづくり支援事業」を 6 モデル地区で実施。現在は、支援終了後の魅力の発信として、取組みをパネル展示し、情報発信。 ○「地域の魅力・顔づくりプロジェクト」により、行政・府民らが連携、協働して緑化や清掃活動等を実施。

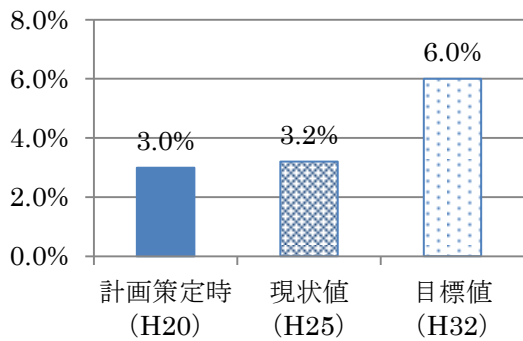
	<p>美しい景観づくり</p> <p>○地域の実情に応じた景観形成の促進のため、市町村の景観計画団体化を促進する。</p> <p>○住民の自発的なまちづくりである建築協定制度について、市町村と連携し、周知と一層の普及を図り、地区認定を促進する。</p> <p>○住民団体等を市町村が認定する「登録員制度」を活用し、違法屋外広告物撤去対策を進める。</p> <p>○景観区域において建築物等の届出行為を通じ、色彩、形態等について適切な規制・誘導を実施</p> <p style="text-align: right;">【届出件数 54 件（平成 26 年度）】</p> <p>○歴史的街道区域における景観づくりのガイドラインとなる「歴史的な景観まちづくり手引き集」を作成（平成 24 年度）。</p>
--	---

■基本目標の達成状況把握のための指標

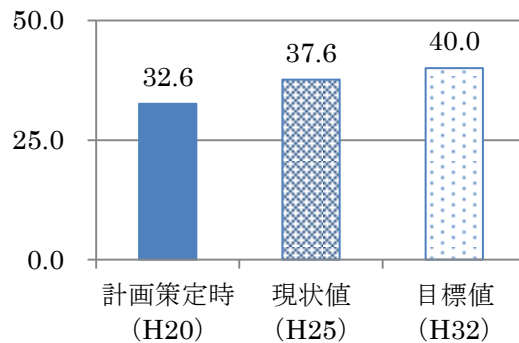
指標	計画策定時 当初値 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)	データの 出典
●既存住宅の流通シェア☆ 既存住宅の流通戸数の新築を含めた全流通戸数に対する割合	17.6% (H20)	H25 調査結果を H27 に集計予定	25% (H32)	住宅着工統計 住生活総合調査
●リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合☆	3% (H20)	3.2% (H25)	6% (H32)	住宅・土地統計 調査 住生活総合調査
●リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数に占める割合☆	0.3% (H22)	H25 調査結果を H27 に集計予定	10% (H32)	住宅・土地統計 調査 住生活総合調査 国土交通省調べ
●住宅の利活用期間 滅失住宅の平均築後年数☆	約 32.6 年 (H20)	約 37.6 年 (H25)	約 40 年 (H32)	住宅・土地統計 調査
●子どもを大阪で育てて良かったと思っている府民の割合	45.8% (H22)	55.8% (H26)	70% (H32)	オンリーワン都 市調査
●まちづくりに参加したいと思っている府民の割合	37.4% (H22)	32.3% (H26)	50% (H32)	オンリーワン都 市調査
●府民の近隣の人たちやコミュニティの関わりの満足度	71.2% (H20)	H25 調査結果を H27 に集計予定	80% (H32)	住生活総合調査
●登録員制度導入市町村の数	21 (H22)	22 (H26)	30 (H32)	大阪府調べ
●建築協定地区数	336 地区 (H22)	348 地区 (H26)	400 地区 (H32)	大阪府調べ
●景観計画策定団体の数	9 団体 (H22)	16 団体 (H26)	18 団体 (H32)	大阪府調べ

☆印については「住生活基本計画（全国計画）」と同じ指標

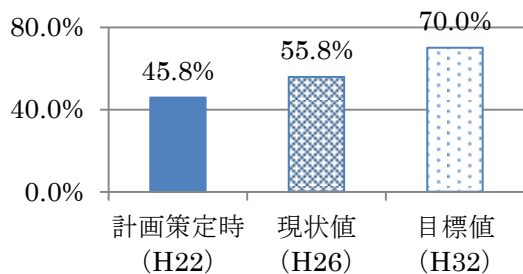
●リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合



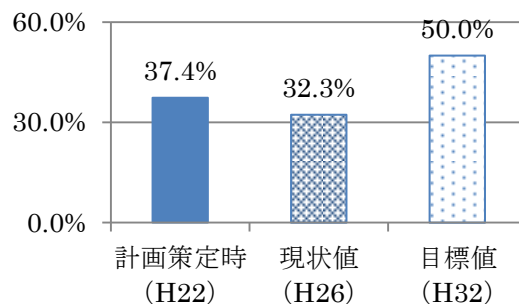
●住宅の利活用期間（年）



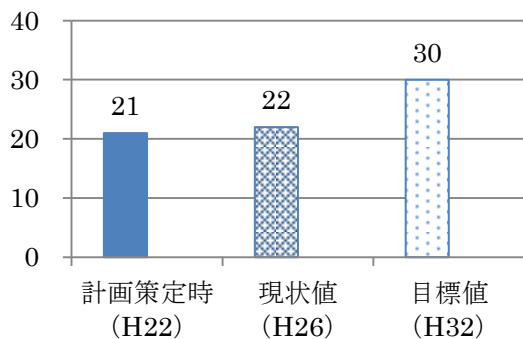
●子どもを大阪で育てて良かったと思っている府民の割合



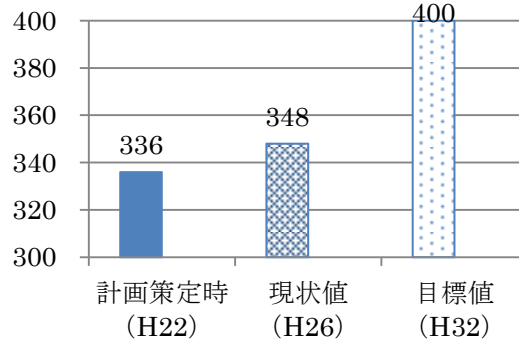
●まちづくりに参加したいと思っている府民の割合



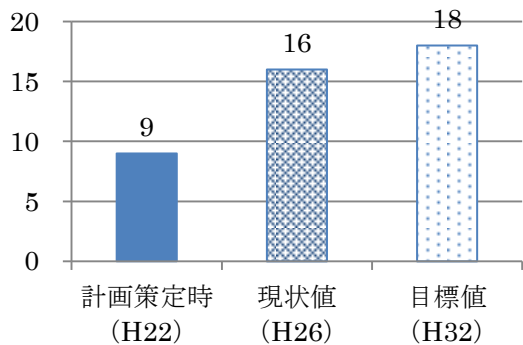
●登録員制度導入市町村の数



●建築協定地区数（地区）



●景観計画策定団体の数



●景観計画策定団体の数

